

請 願 ・ 陳 情 文 書 表

令和2年12月定例会

受 理 番 号	5	受 理 年 月 日	令 和 2 年 1 1 月 2 0 日
請 願 ・ 陳 情 者	高崎市倉渕町三ノ倉497番地 群馬県ライフル射撃協会 会長 岡田 榮三		
紹 介 議 員	茂木 弘伸		
付 託 委 員 会	教育福祉常任委員会		
<p>県有施設「群馬県ライフル射撃場」廃止の中止を求める請願書</p> <p>令和2年10月8日の新聞報道によれば、群馬県は群馬県公共施設のあり方検討委員会において、県有施設「群馬県ライフル射撃場」（榛東村）について廃止を検討する方針が示されました。この施設は代替のきかないスポーツ施設であり、本県選手（国体・全国大会選手）は、これからどこで練習していいのか動揺しています。選手が安心して練習・試合ができる環境づくりが必要です。</p> <p>また、有害鳥獣捕獲業務の中心的役割を担っている猟友会の会員は、銃砲一斉検査の証明として年3回以上銃の訓練で「群馬県ライフル射撃場」を利用し、その領収書が検査証明として使用されており、有害鳥獣捕獲対策を担っている猟友会会員にとっても必要な施設です。</p> <p>ぜひ、渋川市議会におかれましても県有施設「群馬県ライフル射撃場」廃止の中止を求める意見書を群馬県に上げていただきたく、ご協力をお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 群馬県ライフル射撃場は、昭和56年にあかぎ国体ライフル射撃競技の会場として、群馬県が設置したスポーツ施設である。平成18年度から、群馬県ライフル射撃協会が指定管理者制度により運営管理を行っており、あかぎ国体以降、群馬県内の小学生、中学生、高校生、大学生、社会人が練習及び大会を行っている貴重な施設であるので廃止をしないこと。</p> <p>2 全国的に有害鳥獣被害が相次いで報告されている。有害鳥獣捕獲業務の中心的役割を担っている猟友会会員で空気銃所持者は、銃砲一斉検査の証明として年3回以上銃の訓練で群馬県ライフル射撃場を利用し、その利用領収書</p>			

が検査証明として使用されており、有害鳥獣捕獲対策を担っている猟友会会員にとっても訓練をするために必要な施設であることから、廃止をしないこと。

3 有害鳥獣捕獲作業において、銃を使用する場合は20歳になり銃の所持をして、取扱い習熟の上、狩猟免許の取得が必要である。そのため、銃を所持したからといきなり有害鳥獣捕獲業務（豚熱（CSF）対策等）に協力を求められても、すぐにはできない。スポーツとして射撃競技に小中学生から銃に慣れ親しんでいれば、いずれは地域を守るための有害鳥獣捕獲対策（イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ等）に協力できる人材を育てることができる貴重な施設であるので廃止しないこと。

4 群馬県ライフル射撃場は、平成21年より銃の保管業の認定を受けている。銃砲刀剣類所持等取締法により、自宅保管が認められない高校生及び県外の大学進学者で寮住まいのふるさと選手は、保管業者への委託を指導される。民間保管業者の営業時間と射撃場の開場時間が合わないため、群馬県ライフル射撃場で保管をしている。このような選手の銃の保管場所に必要な施設であるので廃止しないこと。